

防防計第3373号  
26.3.18

大臣官房長  
各局長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長

事務次官  
(公印省略)

滞空型無人機に関する統合プロジェクトチーム設置要綱について（通達）

「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）において、広域における常続監視能力の強化のための共同の部隊の新編に向け、滞空型無人機を新たに導入することとされたことを踏まえ、航空自衛隊が新たに取得する滞空型無人機についてプロジェクト管理等を実施するため、滞空型無人機に関する統合プロジェクトチーム設置要綱が別紙のとおり定められたので、通達する。

また、この通達による滞空型無人機に関するプロジェクト管理については、総合取得改革における検討を踏まえつつ、必要に応じ、この通達の改正又は廃止を含む、所要の措置を講ずるものとする。

なお、高高度滞空型無人機の導入等に関する検討チーム設置要綱について（防防計第12019号。25.9.3）は廃止する。

添付書類：別紙

## 滞空型無人機に関する統合プロジェクトチーム設置要綱

### (設置)

第1 滞空型無人機のライフサイクル（装備品等の構想から、開発、量産、運用・維持、廃棄までの過程をいう。）全体を通じたコスト、パフォーマンス及びスケジュールに係るプロジェクトの一元的な管理（以下「プロジェクト管理」という。）並びに滞空型無人機の体制整備の検討等を行うため、防衛省に、滞空型無人機に関する統合プロジェクトチーム（以下「滞空型無人機IPT」という。）を置く。

### (構成)

第2 滞空型無人機IPTの構成は次のとおりとする。

- (1) IPT長 防衛政策局防衛計画課長
- (2) 副IPT長 経理装備局航空機課長
- (3) チーム員 防衛政策局調査課長  
経理装備局装備政策課長  
統合幕僚監部防衛計画部計画課長  
陸上幕僚監部防衛部防衛課長  
海上幕僚監部防衛部防衛課長  
航空幕僚監部防衛部防衛課長  
航空幕僚監部防衛部装備体系課長  
航空幕僚監部装備部装備課長  
航空幕僚監部技術部技術課長  
情報本部計画部長  
情報本部画像・地理部長  
装備施設本部調達企画課長  
その他IPT長が指名する者

2 IPT長は、必要があると認めるときは、チーム員以外の者を滞空型無人機IPTに参加させ、意見を述べさせることができる。

### (運営)

第3 IPT長は、滞空型無人機IPTの事務を掌理し、プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行のための総合調整を行う。

2 副IPT長は、IPT長を助け、IPT長が不在のときは、その職務を代行する。

(職員への資料の提供要請等)

第4 I P T長は、滞空型無人機 I P Tが行う事務に関し必要があると認めるときは、内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、技術研究本部又は装備施設本部の職員（以下「職員」という。）に対し、必要な資料の提供を要請することができる。

2 職員は、I P T長から滞空型無人機 I P Tへの参加、資料の提供等の要請があった場合には、特段の理由がない限り、これに協力するものとする。

(庶務)

第5 滞空型無人機 I P Tの庶務は、経理装備局航空機課の協力を得て、防衛政策局防衛計画課において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細部の事項は、I P T長が定める。